

飲料水等自動販売機設置事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 飲料水等自動販売機を設置する賃貸借契約を締結するに当たり、公募制による総合的評価方式に関する審査を行うため、飲料水等自動販売機設置事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

(1) 設置候補事業者の優先順位決定

(2) その他必要な事項

2 審査に当たっては、客観的な方法の確立に努め、透明性、公平性を確保しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員長は、秩父地域振興センター副所長の職にある者とする。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

3 会議の定足数は3分の2とする。

4 議事は、出席委員の過半数で決する。なお、賛否同数のときは、委員長が決するものとする。

5 設置事業者選定審査基準に基づく評価・採点は、出席委員全員の採点を加算し、平均点を算出して行う。この場合、小数点第2位を四捨五入する。

(任期)

第5条 委員の任期は、当該自動販売機の公募制総合的評価方式による設置候補事業者の優先順位決定の日までとする。

(秘密の保持)

第6条 委員は、本業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。委員会解散後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、秩父地域振興センター総務・防災・県民生活担当において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、その都度委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月15日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

別 表

<p>委 員 長</p>	<p>秩父地域振興センター 副所長</p>
<p>委 員</p>	<p>秩父地域振興センター 総務・防災・県民生活担当 担当部長 秩父県税事務所 副所長 秩父環境管理事務所 副所長</p>
	<p>以上 4 名</p>